

Q27 入所更生施設を運営する理事長が数年前から入所者に振り込まれた障害基礎年金を半ば強制的に寄付金名目で施設会計に繰り入れていたようですが、どのような問題があるのでしょうか。

障害者に支給される障害基礎年金の受給権はあくまでも障害者本人が有し、受給した結果、それが預金や現金という形に変化してもそれは依然として本人が処分権限を有する財産です。家庭裁判所に選任された後見人等であってもなお施設理事長や保護者が障害者の年金を処分することは原則として認められません。例外的に認められるのは非常に限られた局面であり、例えば、その処分が緊急性を有しかつ日用品購入や食費として使用するなど本人の利益に直接必要不可欠であるような特段の事情がある場合でしょう。施設が仮に施設運営費だといって寄付金目で施設会計に繰り入れていたとしても、それは上記のような例外的な場合とはいえません。そのようなことは許されません。

【 知的障害者入所施設の会計及び家族の負担 】

知的障害者入所施設 7 か所を対象にして施設会計や個人会計を分析した調査の結果、以下のような実態が明らかとなりました（「知的障害者施設に暮らす障害者の生活構造に関する総合的実態調査研究」トヨタ財団助成研究 峰島厚（代表）の予備調査、1997年度より）。

多くの入所施設では、障害者の人間らしい生活を確保するため、人件費と生活費で、国からの補助金を上回る金額を支出しています。その不足分のうち、自治体が填補する補助金の額は僅かなため、残りの大部分は施設が物資販売やバザー等の活動で稼いで賄っています。もちろん職員や地域の人達の協力もありますが、やはり中心になるのは障害者の家族で、障害者の 1 家族あたり月額 2 ～ 3 万円相当の貢献（物資や寄付金等）をしています。

また、施設で生活する障害者個人の家計を見ると、工賃や年金等による収入があまりにも少なく、自由に使える小遣いは月額 8 0 0 0 円程度です。これではその人らしい生活を築くことができないことは明かです。そのため、家族が衣服や日用品、おやつ等の物資を補充しています。また、交通費（面会や施設行事）や保護者会費・積立金等も全て家族の負担です。

結果として、家族が障害者本人のために支出している額は、前述した施設活動の物資や寄付金等も含めて合計すると、月額約 7 ～ 8 万円にもなります。家族が

年金を管理していても、家族はその年金額以上に支出していることになるのです。

よく「家族が障害者本人の年金を管理して何百万円も貯めている」等と言われたり、家族による年金の流用が問題とされますが、その背景には、上記のような障害者福祉政策の貧困の問題があることを念頭に置く必要があります。